

平成 18 年 7 月 31 日

ごみ処理費用の負担のあり方に係る検討について

1 受益者負担制度の素案

ごみ処理費用の一部について受益者負担制度(有料化)を導入する場合の素案については、以下のとおりである。

(1) 手数料の負担方法

ごみの排出量に応じた費用負担、ごみの減量効果、制度のわかりやすさ等の観点から、多くの都市が採用している「単純従量制」が適当と考えられる。

(2) 対象範囲

「家庭ごみ」と「プラスチック製容器包装」

「家庭ごみ」のほか、ごみの発生抑制を図るためには「プラスチック製容器包装」についても対象とするのが適当と考えられる。

「缶・びん・ペットボトル等」の取扱い

「缶・びん・ペットボトル」「廃乾電池類」を対象とする場合は、ごみ収集方式をコンテナ収集から袋収集に変更する必要があるが、

- ・ びん類の破損等によりリサイクル率の低下が懸念されること
- ・ 収集方式の変更に伴う選別方法や経費、必要となる施設・設備の整備費等の精査に時間を要すること

などから、対象範囲に含めるかどうかは継続して検討を行い、審議会における議論や市民意見の聴取を踏まえて判断することとしたい。

(3) 手数料水準

家庭ごみ

市民にとって過重な負担とならず、ごみの発生・排出抑制とリサイクル推進に効果が期待できる「家庭ごみ」の手数料水準は、既に有料化を実施している同規模の都市の水準を参考にすると、45袋1枚当たり50円程度と考えられる。

プラスチック製容器包装

「プラスチック製容器包装」については、一層の分別促進を図るため「家庭ごみ」より低く設定する必要があるが、他都市にならって「家庭ごみ」の半額程度とするのが適当と考えられる。

指定袋の種類

指定袋の種類(大きさ)については、「家庭ごみ」「プラスチック製容器包装」とともに、現行の指定承認袋と同様、大(45)・中(30)・小(15)の3種類を作製し、当たり単価は、袋の大きさに違いがあっても同一とするのが適当と考えられる。

* 大きさが異なる指定袋を作製することにより、ごみを減量すれば負担が少なくなり、排出量削減の動機付けが期待できる。また、当たり単価を同一とすることによって、大きな袋で1つ出すよりも小さな袋で複数出したほうが、負担額が少額で済むというようなケースを防ぐことができる。

* 資料2 参照（主な都市における家庭ごみ等有料指定袋の大きさ別単価）

(4) その他

手数料の徴収方法

指定袋は本市が作製し、本市が販売委託（本市とごみ処理手数料徴収事務委託契約を締結）を行った小売店等（以下「指定袋取扱店」という。）で販売する。手数料は、指定袋取扱店から納入されることになる。

市民の利便性を考慮すれば、市民が容易に指定袋を購入できるよう、指定袋取扱店を市内に多数確保する必要がある。

地域清掃ごみ袋の取扱い

ボランティア清掃やまちぐるみ清掃により収集したごみについては、従来どおり無料で収集することとする。

2 今後の検討課題の方向性

受益者負担制度を導入するに当たっては、以下の施策を併せて実施することが重要であるが、審議会における議論や市民意見の聴取を踏まえて、期待される効果や費用面を検証しながら、具体的な施策の検討を進めていく。

(1) ごみの発生・排出抑制とリサイクル推進の充実策

特に「家庭ごみ」には依然として再生利用が可能な紙類が多く含まれているため、その分別・リサイクルが一層促進される体制の充実を図る。

* ごみ減量率が高い都市においては、一般的に有料化に併せて新規施策の実施や既存施策の充実を行っている場合が多い。

(2) 手数料収入の用途

収入した手数料の一部について、新たな環境施策の展開や各種施策の充実への活用を検討する。

(3) 不法投棄・不適正排出対策

市民啓発やごみ集積所における指導の充実など、住環境の悪化を招かぬように必要な対策を講じる。

3 その他

(1) 近隣市町村との連携

全国都市清掃会議東北地区協議会宮城県支部における意見交換会の開催